

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 の一部を改正する省令の概要

1. 制度概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による公認会計士法（昭和23年法律第103号）の一部改正等を踏まえ、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成20年総務省令第87号）における監査報告書等の作成を電磁的記録により行うことができることとするとともに、監査報告書等に求められていた押印義務を廃止するため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

- 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第25条及び第30条の規定に基づく監査報告書及び内部統制監査報告書の作成にあたり電磁的記録を用いることができるよう電磁的記録による手続方法を追加する改正を行う。
- 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第26条第1項及び第32条第1項の規定に基づく監査報告書及び内部統制監査報告書における公認会計士等の押印義務を廃止するため、公認会計士等の自署かつ押印を求める規定を、公認会計士等の署名のみを求める規定に改める改正を行う。
- 公認会計士法第34条の12第3項に新たな項が追加されることにより、項ずれが発生したことから、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第26条第1項において引用していた公認会計士法においても項ずれの手当てを行う。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：令和3年9月1日